



山口労発安0403第3号

平成27年4月3日

山口県中小企業団体中央会 会長 殿

山口労働局長



平成28年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦  
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

新規学校卒業者の就職につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者の就職のための推薦及び選考開始期日並びに文書募集開始時期等につきましては、貴団体をはじめ関係団体等の御協力により、平成26年度においても早期選考が防止され十分な成果を収めることができました。

この成果の上に立って、更に学校教育を支援し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、今後とも選考開始期日の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願い申し上げます。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性、能力等を中心として選考を行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや男女雇用機会均等法の趣旨に反するなど就職差別につながることはないよう公正な採用選考が行われるとともに、障害者の雇用の確保につきましても格別の御配慮をお願い申し上げます。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするとともに、その採用枠の拡大についても格別の御配慮をいただきますよう併せてお願い申し上げます。



## 記

### 1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成28年1月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成27年9月5日以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成27年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

### 2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の確認（求人票への確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。  
したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。
- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。
  - ① 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
    - ア 安定所における求人申込みの受理は、平成27年6月20日から開始するものとする。
    - イ 安定所の他安定所への求人連絡は、平成27年7月1日以降開始するものとする。
  - ② 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
    - ア 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成27年6月20日から開始するものとする。
    - イ 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成27年7月

1日から開始するものとする。

ウ 学校における求人申込みの受理は、平成27年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成27年7月1日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

### 3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により平成28年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

### 4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、選考後は、採用内定取消しが生じないように十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

### 5 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

- (1) 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は卒業年の前年の7月1日以降とすること。

- ① 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- ② 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- ③ 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記1の(2)から(4)の取扱いと同様であること。

- (2) 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。